

序章

1. 環境報告の位置付け

今後、環境・経済・社会の各課題が多様化し、また複雑化することが想定されます。それらに影響を受ける事業者においても同様に、事業活動に関わる環境的側面と経済・社会的側面は、ますます密接不可分の関係にあり、それゆえ各側面の影響や活動には、明確に区分できない部分があると考えられます。

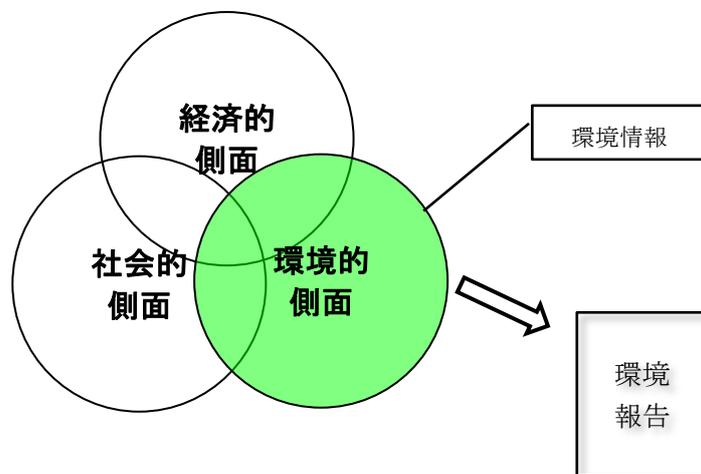
本ガイドラインにおける環境情報は、そのような状態にある事業活動に関わる情報から、環境の視点により抽出された情報です。そのため、環境情報には、環境的側面に関する情報のみならず、環境に関連する経済又は社会的な側面に関する情報も含まれます。

そして、この環境情報を下に、事業活動に伴う環境負荷の発生状況及び環境配慮等の取組状況を、事業者が社会に対して説明するために行われるのが環境報告となります。そのため、環境報告は、事業活動全体のうち、環境の視点から抽出された影響や活動に関して、関連する経済及び社会的側面の情報も含めた環境情報に基づき、行われるものであるといえます。

また、事業者が経営の状況を利用者に理解してもらうためには、その理解のために必要な情報を取捨選択して、利用者の目的に沿った形で適切に開示をしていくことが求められます。経営の全体像を説明するのであれば、環境・経済・社会の各側面における重要な影響や活動などを中心に報告することが有効な方法となり、環境報告は、その構成要素の一つとなります。また、事業、地域、事業所単位等における事業活動の状況について詳しく説明するのであれば、詳細な環境情報や解釈を関連する経済・社会情報も含めて、環境報告として開示することにより、さらなる理解の促進につながります。

このように環境報告は、事業者が意図した形で、自らの事業と関連する環境的側面及び関連する経済・社会的側面の影響や活動を説明する際において、重要な位置付けとなるものです。

図 1 事業活動に関する情報と環境報告との関係イメージ



2. 環境報告ガイドラインの改訂にあたって

環境省では、平成 16 年 3 月に「環境報告書ガイドライン（2003 年度版）」を策定する等、さまざまな形で環境報告書の普及促進を図ってきました。また、「環境情報の提供の促進等による特定事業者*等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成 16 年法律第 77 号：環境配慮促進法、平成 17 年 4 月施行）の制定などにより、事業者による環境に配慮した事業活動と環境報告書の作成・公表を促進しています。

本ガイドラインは、それらの施策の一環として作成されたものであり、主として事業者による環境報告の実施の際に参考となる指針として、有識者、事業者及び利用者等が参画する検討委員会による検討の下、環境省がとりまとめを行ったものです。

（1）環境報告の現状・課題について

現在、我が国においては、特に大企業を中心に一定の普及が図られたこともあり、環境報告書を作成・発行する企業は約 35%前後で近年横ばいとなっています¹。売り上げ規模別の割合をみると、売上高 1000 億円超の企業では 8 割以上が環境報告書を作成・発行していますが、売上高 1000 億円未満となると作成・発行割合が大きく減少しています。

これは、規模の大きな企業では、説明責任の認知が浸透していることと資金及び人材資源を投入できることから比較的取組が進んできていますが、規模が小さくなるにつれて、資金及び人材の不足、環境配慮等の取組や環境報告の方法が分からないなどの要因から、取組が進んでいないことが推測されます。

また、開示される環境情報の算定方法等が標準化されていなかったり、算定した数値の集計範囲や基準などの補足情報の開示が不十分であったりするため、比較が困難であること、環境配慮等の取組を評価する手法が確立されていないことなどから、環境報告をすることのメリットが企業に享受されないことなどが理由として挙げられます。

それゆえ、経済・社会のグリーン化を進めて行く上における今後の大きな課題としては、まず開示される環境情報について、比較可能性の限界についての正しい理解と比較可能な情報の開示促進、及び信頼できる情報の開示を促進することで、事業者による環境配慮等の適切な評価につながる情報基盤を構築することとなります。それと平行して、中堅・中小企業も含めて未作成の事業者に、環境報告を促す施策等を実施していく必要があります。

¹「環境にやさしい企業行動調査」

東京、大阪、名古屋の各証券取引所の 1 部、2 部上場企業及び従業員 500 人以上の非上場企業等を対象に、企業の環境マネジメントの取組状況、環境に関する情報の公開、環境報告書の作成・公表等の取組状況等について、平成 3 年度から毎年継続して調査を実施しています。

URL： <http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kigyoo/index.html>

(2) 本ガイドラインの対象について

「環境配慮促進法」において、大企業は環境報告書の公表や環境配慮等の状況の公表に努めることと規定しています。我が国の環境報告は、まずは、資金及び人材が比較的豊富である事業者を中心とした自主的かつ積極的な取組が必要ですが、将来的には、全ての事業者が作成・公表していくことが望まれます。

本ガイドラインは、環境報告書で環境報告を行う全ての事業者に参加となるよう作成されていますが、特に上場企業や従業員 500 人以上の非上場企業等の大規模事業者を対象としたものとなっています。大規模事業者が環境報告を実施するにあつて、本ガイドラインに示した項目や情報を盛り込んだ、できるだけ質の高い環境報告を行うことが期待されます。また、環境報告を始めたばかりの事業者やこれから始める事業者にとっても分かりやすいガイドラインであるように、基本となる部分を明確にした記載にもなっています。さらに、環境配慮等の取組が進んでいない事業者や中小事業者（工場等のサイト単位を含む）にあつては、本ガイドラインや「エコアクション 21 ガイドライン」²を参考に、可能なところから段階的に取り組むことが望まれます。

一方、環境配慮促進法の中で環境報告書の公表が義務付けられている特定事業者については、本ガイドライン及び「環境報告書の記載事項等の手引き」を参照しつつ、「環境報告書の記載事項等に関する告示」に示された「環境報告書の記載事項等」を網羅した環境報告書を作成することが期待されます。

(3) 2007年版の改訂ポイントについて

「環境報告ガイドライン 2007 年版」の改訂にあたっては、「環境報告書ガイドライン（2003 年度版）」策定後の国内外の動向を踏まえ、環境報告書ガイドラインの位置付けを見直し、「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン（2002 年度版）」との統合を図る等、必要な見直しを行いました。

また、社会や経済分野まで記載した「サステナビリティ（持続可能性）報告書」や「社会・環境報告書」、企業の社会的責任（CSR）に基づく取組の成果を公表する「CSR 報告書」等、環境報告書の名称や報告の内容が多様化していることから、環境報告書で定期的に環境報告を記載する際の指針を示すものとして、「環境報告ガイドライン」と名称を改めました。

さらに、平成 18 年 4 月には「第三次環境基本計画*」が閣議決定され、今後の環境政策の方向性として、「環境的側面・経済的側面・社会的側面の統合的な向上」が打ち出されました。これを受けて、『社会的取組の状況』に社会面の報告のための情報・指標を記載しました。

その他、「環境報告ガイドライン 2007 年版」における改訂のポイントは、次のとおりです。

① 主要な指標等の一覧の導入

² 「エコアクション 21 ガイドライン」

環境省では別途、中小事業者が、比較的容易に環境経営システムの構築及び運用、事業活動における環境配慮の取組の実施及び環境報告書の作成ができるよう「エコアクション21ガイドライン」を策定しています。 URL : <http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-5.html>

- ② 環境報告の信頼性向上に向けた方策の推奨
- ③ ステークホルダー*（利害関係者）の視点をより重視した環境報告の推奨
- ④ 金融のグリーン化の促進（環境に配慮した投融資の促進）
- ⑤ 生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用の促進

なお、「環境報告書の記載事項等の手引き」、「環境報告書の信頼性を高めるための自己評価の手引き（試行版）」等の関連する手引書を環境報告ガイドラインの付属書として扱うことと致しました。

（４）２０１２年版の改訂ポイントについて

今回の改訂に当たっての注目した背景や視点は、以下のとおりです。

- ① 環境問題の深刻化は、中長期的に新たな国際的な枠組みや規制の創設、社会からの監視の強化、事業者の責任範囲の拡大などをもたらす可能性あり、バリューチェーン*の視点やステークホルダーへの対応がますます重要となる。
- ② 昨今の経営環境において、気候変動や水不足などの問題、資源の安定確保など、経営に財務的影響を与える環境課題が、世界規模で存在感を増している。
- ③ 「環境」と事業との影響や関連が深まり、経営における環境的側面の事業戦略性が増した結果、投資家や金融機関からの経済・環境・社会のすべての側面に関連付けた体系的な情報開示への要請が増しつつある。
- ④ 投資家等の視点は、環境と企業の機会やリスクとの関連、重要な課題や事業戦略、現状評価と今後の方向性、重要な財務的影響など、環境が経営に与える影響とその対応力を重要な情報を下に分析することにある。
- ⑤ 環境と金融に関する専門委員会がまとめた報告書³において、「主要な指標等の一覧」のテンプレートの見直しとその普及促進について、指摘されている。
- ⑥ 開示される環境情報は、企業の戦略的な対応の違いに応じて、企業固有の状況を適切に反映すると共に、一定の規範に基づき、環境配慮経営の実態を忠実に表現しつつ、分かり易くかつ比較が促進される形式で開示されることが必要である。
- ⑦ 多くの企業においても、環境と経済及び社会的側面の情報開示が拡充されつつある。また、社会的側面では、ISO 26000 が国際的に普及しつつある。
- ⑧ グローバル・リポーティング・イニシアチブ（GRI：Global Reporting Initiative*）などの国際的な環境情報開示の議論と整合した形で、環境報告が実施される必要がある。
- ⑨ 新興国などにおいて、環境情報に関する関連法令の制定やガイドラインの策定等によって環境報告制度の整備が進められている。また、カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト（CDP：Carbon disclosure Project）などの団体等も、環境情報の開示の新たな動向を作り出している。
- ⑩ 地域社会への情報開示とコミュニケーションの促進は、公害や災害・事故等の影響を事前に示し、地域社会の理解を得る上でも重要であり、今後の環境政策においても不可欠な要素となる。

³ 『環境と金融のあり方について ～低炭素社会に向けた金融の新たな役割～』（平成 22 年 6 月 15 日）中央環境審議会 総合政策部会 環境と金融に関する専門委員会

- ⑪ 生物多様性に関しては、第10回生物多様性条約締約国会議（COP10）における愛知目標、名古屋議定書の採択や生物多様性民間参画ガイドラインの策定などが実施された。

以上のような背景等及び我が国の環境報告の現状・課題から、今回の改訂に当たっての基本方針は以下のとおりとしました。

- ✓ 環境報告を既に実施している事業者にとって、更なる環境報告の質の向上につながるようなガイドラインとする。
- ✓ 環境報告を未実施の事業者にとって、新たな環境報告の実施につながるようなガイドラインとする。
- ✓ 今後の環境配慮経営の方向性を踏まえた上で、環境配慮経営の全体像が、利用者に伝わることを目的としたガイドラインとする。
- ✓ 国際的な動向を踏まえた上で、将来の環境報告の方向性を見据えたガイドラインとする。
- ✓ 「環境的側面・経済的側面・社会的側面の統合的な向上」を目指した環境政策との整合性が取れたガイドラインとする。

また、この基本方針に則った今回の主な改訂ポイントは、以下のとおりです。

- ① 環境報告を定義し、全体として環境報告の実施を中心に記載した。また、環境報告の実施に当たり基本となる重要な事項を「環境報告の基本指針」として明確にした。
- ② 環境報告の一般原則を、国際的な検討及びフレームワークを参考に見直した。
- ③ 環境配慮経営の定義や方向性を明確にし、かつ環境マネジメント等の環境配慮経営に関する記述情報を大幅に追加した。
- ④ 経営責任者の考え方や設定した目標が客観的に利用者に伝わるように、KPI（Key Performance Indicators：主要業績評価指標）を定義した。
- ⑤ 報告対象期間の重要な事項の記載箇所が分かりやすくなるように、環境報告の概要として「KPIの時系列一覧」や「個別の環境課題に関する対応総括」の記載事項を見直した。
- ⑥ ウェブなどICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）を利用した際の留意事項等を追加した。
- ⑦ 重要性判断に基づく記載事項の決定と整合するよう記載する情報・指標等の整理を行った。また、重要な課題や事業機会やリスクに関する記載事項を、関連箇所に挿入した。
- ⑧ 環境配慮経営の全体像を記載することを促進するため、経済的側面の状況及び社会的側面の状況の考え方の整理をし、各情報を記載事項として示した。
- ⑨ 環境パフォーマンス指標の一つに、災害・事故等の発生を考慮して有害物質等の漏出等に係わる情報を追加した。
- ⑩ 地域情報など、より詳細な情報の報告の考え方を整理した。
- ⑪ 生物多様性の保全等に関する情報・指標を充実させた。

なお、本ガイドラインは、経済・社会的な情報を中心とした社会的責任や持続可能性に関する報告を実施する際においても、参考となるように作成されています。

3. これから環境報告を始める事業者の方へ

本ガイドラインに記載されたすべての事項を考慮して環境報告を実施することは、とくに環境報告をこれから実施しようとする事業者には難しい場合もあると考えられます。

そのような事業者の方は、本ガイドラインを次の順番に読み進めていくこともできます。ご参考にしてください。

第1章 環境報告の考え方

第2章 2. 環境報告の重要な視点
3. 環境報告を実施する上での基本事項

第3章 環境報告の記載枠組み

第4章 各項目の□□□□にある説明と「①記載する情報・指標」
(必要に応じて、【記載にあたっての留意点】等を参照)

第5章 以下の項目の□□□□にある説明と「①記載する情報・指標」
(必要に応じて、【記載にあたっての留意点】等を参照)

1. 環境配慮の方針、ビジョン及び事業戦略等
2. 組織体制及びガバナンスの状況
3. ステークホルダーへの対応の状況
4. バリューチェーンにおける環境配慮等の取組状況

第6章 重要と考える項目の□□□□にある説明と「①記載する情報・指標」
(必要に応じて、【記載にあたっての留意点】等を参照)

(作業1)

参考資料3.【記載事項一覧表】に記載された「記載する情報・指標」を元に、回答欄に自ら環境配慮の取組や数値情報等を可能な範囲で記載。また、読んでいない記載事項に該当がある場合は、関連する記載箇所を読み進める。

(作業2)

第4章3.(3)「個別の環境課題に関する対応総括」の参考(p.56)に記載された「様式例1」を参考に、自らの取組をまとめて記載していく。

なお、環境報告を実施する際には、「第2章 1. 環境報告の一般原則」に則る必要があります。また、手始めとしては、第4章に記載された事項をウェブ等で公表することでも、環境報告となります。